

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年9月16日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 ジュディー・マリンスキー
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【電話番号】	03-4560-6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】	フィデリティ・世界小型株投信
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	4,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フィデリティ・世界小型株投信
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

4,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額¹とします。

1 「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日²における受益権総口数で除して得た受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「世界小型」として略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜 3.50%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれております。

「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」によって異なります。申込単位は以下の通りです。

一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

お申込み後のコース変更はできません。

「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合の申込単位は、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にご確認ください。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: <http://www.fidelity.co.jp/fij/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間: 2011年9月17日から2012年9月14日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

なお、販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: <http://www.fidelity.co.jp/fij/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時))までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

「申込代金」とは、お申込み金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込み口数)に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: <http://www.fidelity.co.jp/fij/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時))までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込みの方法等

(a) ファンドの取得申込者は、申込期間中における販売会社の営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日を除きます。)において販売会社所定の手続きに従い、取得申込みを行なうものとします。

- (b) ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。（受付時間は販売会社により異なることがあります。）ただし、これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- (c) ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。
- 「自動けいぞく投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (d) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・世界小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、世界（日本および新興諸国を含みます。）の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式を主な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,200億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (含む日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式(中小型 株)))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(中小型株)))...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

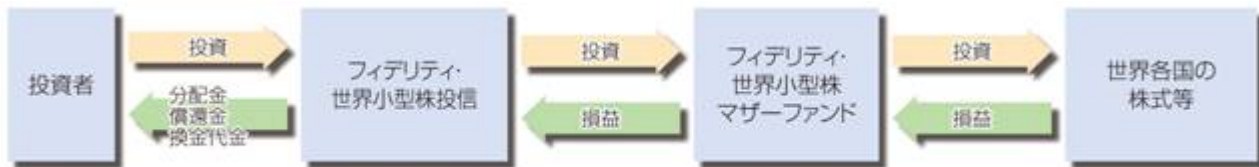
グローバル(含む日本)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

なし...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

世界（日本および新興諸国を含みます。）の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式を主な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行ないます。

ポイント
1**世界小型株**：高い企業成長などが株価に充分反映されず、見過ごされている投資機会

世に広く知られていない企業

ユニークな事業展開

投資価値のある株価水準

ポイント
2

フィデリティのグローバルな企業調査力を駆使した世界小型株投資

フィデリティの572名*の株式の運用の専門家(ポートフォリオ・マネージャーとアナリスト)により、緻密な調査に基づいた運用が行なわれます。

*2011年6月末現在。

調査対象企業

- 会社の決算内容は？
- 経営者の方針は？
- 売上げや利益の成長性は？

● 仕入先の状況は？

仕入先



● 納入先の状況は？

納入先



フィデリティの運用・調査体制

拠 点		米 国	欧 州	日 本	アジア・パシフィック	総 計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	100	64	16	24	204
	ハイイールド債券	13	0	0	0	13
	投資適格債券	27	9	0	2	38
アナリスト	株式	188	94	33	53	368
	ハイイールド債券	22	0	0	0	22
	投資適格債券	63	32	0	7	102
トレーダー	株式	45	11	0	15	71
	ハイイールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	29	8	0	4	41
合 計		490	218	49	105	862

2011年6月末現在。

※FMR LLCおよびFIL Limitedとその関連会社を含みます。

※アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

● 国内外のライバルの状況は？

競合他社動向



● 市場シェアは？

市場占有率動向



※上記はイメージ図です。

当ファンドの運用はピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーへ委託します。

ピラミスにつきましては、後掲「(3) ファンドの仕組み 委託会社およびファンドの関係法人 (d) 運用の委託先」をご参照ください。

個別銘柄のファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析と、地域配分、国別配分、セクター配分、個別銘柄組入れ比率などに関する定量的なリスク管理を組み合わせ運用を行ないま

す。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

S&Pグローバル小型株指数をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）ベンチマークの詳細については、「2 投資方針（1）投資方針 ファンドのベンチマーク」をご参照ください。

上記で示された考え方は、2011年7月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2008年8月4日 ファンドの募集開始

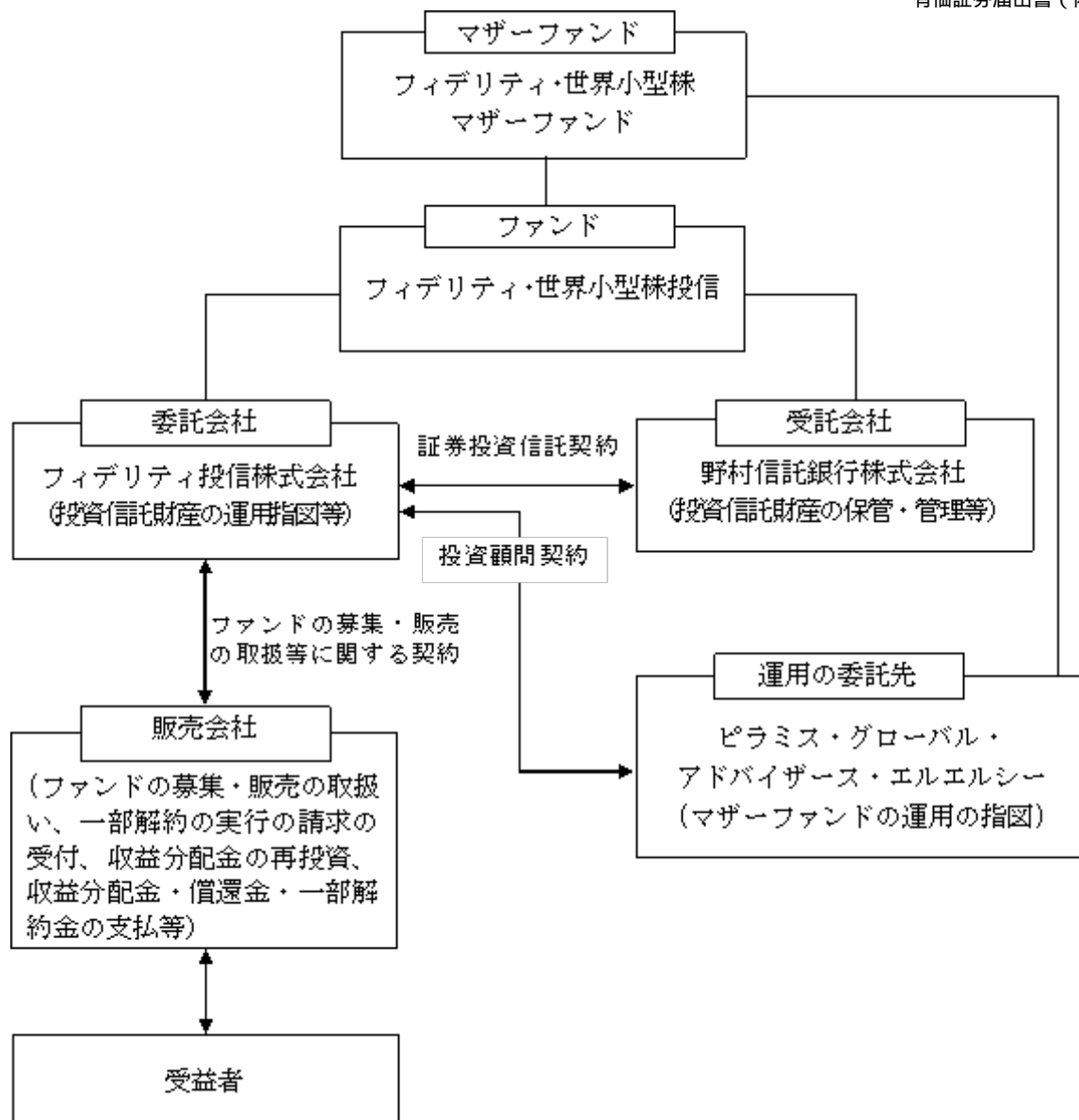
2008年8月14日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行いません。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・世界小型株投信」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・世界小型株マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（所在地：米国マサチューセッツ州）

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（以下ピラミス）の概要>

ピラミスは、フィデリティが米国において運用サービスを提供するもののうち、米国内におけるミューチュアル・ファンド以外の、米国内機関投資家向けおよび海外の個人投資家、機関投資家向けに商品、サービスを提供することを目的として、2005年3月に設立されました。ピラミスはフィデリティの一組織として、グローバルに展開するリサーチ・ネットワークを活用した運用を行なっております。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2011年7月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 ジュディー・マリンスキー

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2011年7月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率

フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%
--------------------------	------------------------------	---------	------

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）^{*1}は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティ^{*2}の投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* 1 FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

* 2 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行ないます。

運用方法

(a) 投資対象

フィデリティ・世界小型株マザーファンド受益証券を主な投資対象とします。

(b) 投資態度

1. 主としてフィデリティ・世界小型株マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界（日本および新興諸国を含みます。）の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式を主な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行ないます。
2. マザーファンド受益証券の組入れは原則として高位を維持します。
3. 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドのベンチマーク^{*1}

ファンドは、S & Pグローバル小型株指数^{*2}をベンチマークとします。

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

*2 S & Pグローバル小型株指数は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービス エル エル シーの所有する登録商標です。同指数は、S & Pグローバル株価指数を構成する各国別指数における時価総額が下位15%、かつ時価総額1億米ドル以上の銘柄で構成された指数です。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性について何ら表明するものではありません。

運用方針

1. 個別銘柄選択においては、フィデリティの日本および世界主要拠点のアナリストによる企業調査に基づくファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析等の結果を活用します。
2. 個別銘柄選択においては、フィデリティのアナリストによるレーティング状況等をもとに、各地域ごとの個別銘柄のスクリーニングを行ないます。
3. ポートフォリオ構築の際には、トップ・ダウンの投資判断は行なわず、定量的なリスク管理手法を用いて、地域配分、国別配分、セクター配分、個別銘柄組入れ比率などのポートフォリオの特性がベンチマークから大きく乖離しないように管理を行ないながら運用を行ないます。
4. 複数のポートフォリオ・マネージャーによるチーム運用で運用を行ないます。
5. 運用にあたっては、上記方針で臨みますが、資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後掲「（５）投資制限 から 」に定めるものに限り、）
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

- １．デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
- ２．為替手形

運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「フィデリティ・世界小型株マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．から11．の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に限ります。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

フィデリティは、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

フィデリティの企業調査情報の活用

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報を株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2011年6月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	100	64	16	24	204
	ハイ・イールド債券	13	0	0	0	13
	投資適格債券	27	9	0	2	38
アナリスト	株式	188	94	33	53	368
	ハイ・イールド債券	22	0	0	0	22
	投資適格債券	63	32	0	7	102
トレーダー	株式	45	11	0	15	71
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	29	8	0	4	41
合計		490	218	49	105	862
運用に関するコンプライアンス部門		49	8	4	14	75

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を主要なセクターに分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

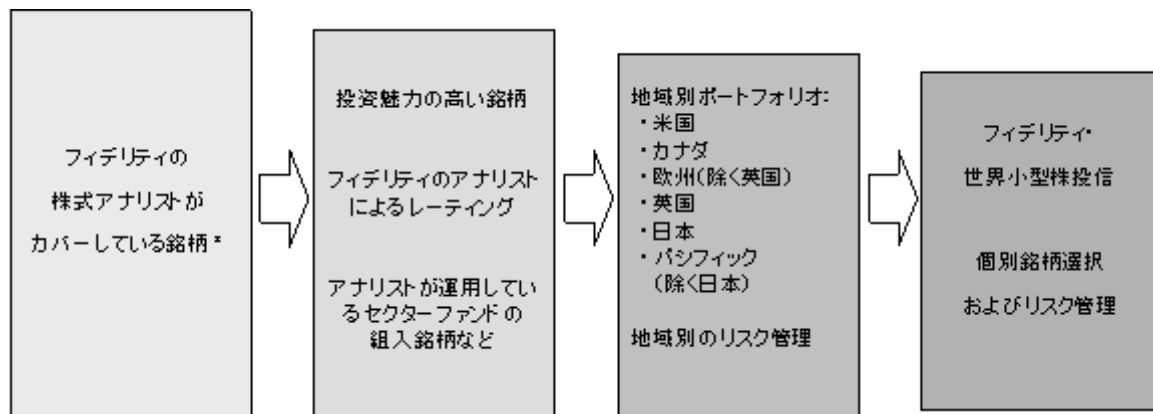
債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの

場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

長期間にわたってファンドを運用していくうえで、運用担当者が交代となることがありますが、フィデリティの企業調査情報を活用する体制ならびにフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありません。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

ファンドの運用プロセス



* マザーファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ マネージャーの裁量によりマザーファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともありえます。

投資アイデア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しています。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用のアイデアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。

さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストによる企業調査の内容やレーティング、さらにアナリストが運用しているセクターファンドにおける組入れ銘柄などを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、ベンチマークとの比較、確信度、他の投資機会などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

地域配分、国別配分、セクター配分などのポートフォリオの特性がベンチマークから大きく乖離しないように、定量的なリスク管理手法を用いて地域別に管理を行ないながら運用を行ないます。ただし、運用環境の変化等により、ファンドにおける当該特性がベンチマークから大きく乖離する可能性があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

上記「ファンドの運用プロセス」は、2011年7月現在のものであり今後変更となる場合があります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則6月、12月の各20日、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、借入有価証券品貸料、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬等（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとしします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

< ファンドの投資信託約款に基づく投資制限 >

株式への実質投資割合 には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の信用取引の指図は、下記1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ下記1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- (a) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を下記1．から2．の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式

の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 上記(a) 1. から 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の借入れの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) 上記(a) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

有価証券の空売りの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 上記(a) の資金借入額は、下記 1. から 3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配

金が支弁される日からその翌営業日までとします。

上記 から における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限 >

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・世界小型株マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界（日本および新興諸国を含みます。）の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

世界（日本および新興諸国を含みます。）の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている小型株式を主な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行ないます。外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。

株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 為替変動リスク >

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

< エマージング市場に関わるリスク >

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

< 特定分野投資のリスク >

金利および経済動向、法制度などの市場環境が、特定分野（特定業種、特定規模の時価総額の銘柄等）に対して著しい影響を及ぼすことがあります。

その他の変動要因

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

< デリバティブ（派生商品）に関する留意点 >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

< 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は計算期間中に発生した諸費用控除後の利子・配当等収入、および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
- ・ また、受益者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行なう場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

<ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜 3.50%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれております。

「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を負担していただきます。

「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.8165%（税抜 1.73%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

< 年率 >

委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.05% (税抜1.00%)	0.735% (税抜0.70%)	0.0315% (税抜0.03%)	1.8165% (税抜1.73%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品貸料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記「（1）から（4）」に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となりま

す。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2013年12月31日までは7%（所得税7%）、2014年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2011年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2011年7月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	1,047,572,523	100.23
小計		1,047,572,523	100.23
その他の資産			
預金・その他	-	450,206	0.04
小計		450,206	0.04
負債	-	2,831,942	0.27
合計（純資産総額）		1,045,190,787	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・世界小型株マザーファンド

(2011年7月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	80,119,500	7.65
	アメリカ	411,552,405	39.29
	イギリス	62,034,857	5.92
	カナダ	57,798,618	5.52
	スイス	31,467,282	3.00
	フランス	24,891,361	2.38
	ブラジル	24,678,720	2.36
	オーストラリア	22,122,537	2.11
	インド	21,769,457	2.08
	ケイマン諸島	21,513,664	2.05
	ドイツ	21,124,576	2.02
	オランダ	19,715,134	1.88
	南アフリカ	16,952,042	1.62
	台湾	15,695,910	1.50
	バミューダ	14,917,301	1.42
	韓国	13,000,245	1.24
インドネシア	11,412,263	1.09	

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
	イタリア	9,715,213	0.93
	ノルウェー	9,260,483	0.88
	スウェーデン	8,660,061	0.83
	デンマーク	8,333,907	0.80
	フィンランド	8,000,698	0.76
	ベルギー	7,016,011	0.67
	ギリシャ	6,838,907	0.65
	メキシコ	6,671,095	0.64
	香港	6,296,397	0.60
	オーストリア	6,081,315	0.58
	中国	6,043,151	0.58
	マレーシア	5,789,335	0.55
	イスラエル	4,973,409	0.47
	タイ	4,419,023	0.42
	ポーランド	4,221,963	0.40
	イギリス領バージン諸島	4,120,739	0.39
	ガンジー	3,927,948	0.37
	スペイン	2,932,676	0.28
	エジプト	2,907,156	0.28
	フィリピン	2,803,608	0.27
	トルコ	2,714,400	0.26
	アイルランド	2,472,469	0.24
	ジャージー	2,354,401	0.22
	ロシア	1,899,540	0.18
小計		999,219,777	95.38
投資証券	アメリカ	28,953,208	2.76
	オーストラリア	3,778,214	0.36
小計		32,731,422	3.12
その他の資産			
預金・その他	-	18,714,560	1.79
小計		18,714,560	1.79
負債	-	3,079,745	0.29
合計（純資産総額）		1,047,586,014	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2011年7月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(買建)	日本	2,457,534	0.23
為替予約取引(売建)	日本	2,456,926	0.23

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2011年7月29日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・世界 小型株マザーファン ド	日本	1,111,718,692	0.9480	1,053,910,428	0.9423	1,047,572,523	100.23

種類別投資比率

(2011年7月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.23

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・世界小型株マザーファンド

(2011年7月29日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ASHLAND INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	3,300.00	4,649.98 15,344,935	4,837.60 15,964,076	1.52
2	HOLLYFRONTIER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	2,356.00	4,872.81 11,480,360	5,562.38 13,104,973	1.25
3	WESCO INTERNATIONAL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	3,200.00	4,065.32 13,009,046	4,015.50 12,849,609	1.23
4	TENNECO INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	3,600.00	2,961.41 10,661,090	3,219.88 11,591,553	1.11
5	SL GREEN REALTY CORP REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 -	1,800.00	6,383.70 11,490,660	6,434.30 11,581,744	1.11
6	ALBEMARLE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	2,200.00	5,036.89 11,081,169	5,248.65 11,547,023	1.10

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
7	BERRY PETROLEUM CO CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	2,500.00	3,595.89 8,989,728	4,460.03 11,150,066	1.06
8	TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部 品	2,800.00	4,092.57 11,459,208	3,956.34 11,077,743	1.06
9	COGENT COMMUNICATIONS GROUP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	9,200.00	1,194.99 10,993,977	1,191.88 10,965,328	1.05
10	CAPITAL SR LIVING CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	15,500.00	692.86 10,739,407	692.86 10,739,407	1.03
11	GFI GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	27,400.00	349.54 9,577,574	371.34 10,174,839	0.97
12	NII HOLDINGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	2,900.00	3,092.98 8,969,643	3,278.26 9,506,964	0.91
13	NAVISTAR INTL CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	2,300.00	4,137.72 9,516,773	3,980.47 9,155,082	0.87
14	MF GLOBAL HOLDINGS LTD	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	15,600.00	583.09 9,096,305	581.54 9,072,016	0.87
15	SWIFT TRANSPORTATION CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 運輸	9,700.00	1,044.74 10,134,045	887.49 8,608,653	0.82
16	OCEANEERING INTERNATIONAL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	2,500.00	2,807.27 7,018,177	3,430.85 8,577,123	0.82
17	RACKSPACE HOSTING INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	2,700.00	2,979.31 8,044,162	3,170.83 8,561,242	0.82
18	GFK SE	ユーロ ドイツ	株式 メディア	2,164.00	4,037.88 8,737,988	3,898.65 8,436,678	0.81
19	EMCOR GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	3,800.00	2,214.05 8,413,405	2,145.55 8,153,074	0.78
20	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	イギリス・ポ ンド イギリス	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	8,956.00	972.08 8,706,023	910.34 8,152,987	0.78

21	SIKA AG-BEARER	スイス・フラン スイス	株式 素材	43.00	195,516.93 8,407,227	179,057.25 7,699,461	0.73
22	三井化学	日本・円 日本	株式 化学	26,000.00	262.00 6,812,000	294.00 7,644,000	0.73
23	DOUGLAS EMMETT INC REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 -	4,900.00	1,520.41 7,450,011	1,549.22 7,591,153	0.72
24	KAISER ALUM CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	1,800.00	3,749.25 6,748,660	4,193.00 7,547,401	0.72

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
25	LUK FOOK HOLDINGS INTL LTD	香港・ドル バミューダ	株式 小売	18,000.00	312.68 5,628,366	416.58 7,498,494	0.72
26	オービック	日本・円 日本	株式 情報・通信業	490.00	14,080.00 6,899,200	15,210.00 7,452,900	0.71
27	ARIBA INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サー ビス	3,000.00	2,426.58 7,279,753	2,463.17 7,389,522	0.71
28	INTERACTIVE BROKERS GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	6,200.00	1,251.04 7,756,506	1,177.87 7,302,797	0.70
29	MDC PRNRS INC A SUB VTG(CANA)	カナダ・ドル カナダ	株式 メディア	5,100.00	1,396.31 7,121,196	1,422.93 7,256,946	0.69
30	IGUATEMI EMP DE SHP CNT SA	ブラジル・レア ル ブラジル	株式 不動産	4,200.00	2,033.54 8,540,901	1,720.31 7,225,310	0.69

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・世界小型株マザーファンド

（2011年7月29日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	0.65
		化学	0.73
		機械	0.88
		輸送用機器	0.35
		その他製品	0.34
		電気・ガス業	0.20
		倉庫・運輸関連業	0.28
		情報・通信業	1.83
		卸売業	0.43
		小売業	0.34
		銀行業	0.39
		その他金融業	0.77
		不動産業	0.48
	小計	7.65	
	外国	エネルギー	7.19
		素材	10.91
		資本財	10.91
		商業・専門サービス	2.36
		運輸	2.48
自動車・自動車部品	2.69		

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
		耐久消費財・アパレル	3.06
		消費者サービス	2.63
		メディア	3.51
		小売	2.37
		食品・生活必需品小売り	0.40
		食品・飲料・タバコ	2.18
		家庭用品・パーソナル用品	0.93
		ヘルスケア機器・サービス	3.87
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.58
		銀行	4.04
		各種金融	5.87
		保険	2.18
		不動産	1.99
		ソフトウェア・サービス	9.04
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	2.48
		電気通信サービス	1.95
		公益事業	0.56
		半導体・半導体製造装置	1.55
	小計		87.74
投資証券	外国	-	3.12
	小計		3.12
合計（対純資産総額比）			98.51

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
フィデリティ・世界小型株マザーファンド

（2011年7月29日現在）

種類	通貨	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	オーストラリア・ドル	買建	20,802	1,788,803	1,780,693	0.17
	アメリカ・ドル	買建	8,695	677,266	676,841	0.06
	南アフリカ・ランド	売建	58,084	677,266	670,876	0.06
	アメリカ・ドル	売建	22,945	1,788,803	1,786,050	0.17

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約

取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2011年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2008年12月22日)	2,886	2,886	0.4947	0.4947
2期	(2009年6月22日)	2,419	2,419	0.6717	0.6717
3期	(2009年12月21日)	1,826	1,826	0.7849	0.7849
4期	(2010年6月21日)	1,439	1,439	0.8373	0.8373
5期	(2010年12月20日)	1,391	1,391	0.9422	0.9422
6期	(2011年6月20日)	1,156	1,156	0.9128	0.9128
	2010年7月末日	1,269	-	0.8074	-
	2010年8月末日	1,098	-	0.7539	-
	2010年9月末日	1,201	-	0.8435	-
	2010年10月末日	1,135	-	0.8502	-
	2010年11月末日	1,259	-	0.8849	-
	2010年12月末日	1,382	-	0.9290	-
	2011年1月末日	1,425	-	0.9357	-
	2011年2月末日	1,519	-	0.9508	-
	2011年3月末日	1,592	-	0.9972	-
	2011年4月末日	1,475	-	1.0179	-
	2011年5月末日	1,351	-	0.9737	-
	2011年6月末日	1,194	-	0.9468	-
	2011年7月末日	1,045	-	0.9056	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	50.5
第2期	35.8
第3期	16.9
第4期	6.7
第5期	12.5
第6期	3.1

(注) 収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	6,638,910,723	804,473,845	5,834,436,878
第2期	15,583,113	2,247,861,815	3,602,158,176
第3期	370,362,761	1,645,503,741	2,327,017,196
第4期	68,786,992	676,882,379	1,718,921,809
第5期	253,651,868	496,068,883	1,476,504,794
第6期	356,331,006	565,688,481	1,267,147,319

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(2011年7月29日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金-その他」の数値がマイナスになることがあります。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	9.056円
純資産総額	10.5億円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込)
2009年 6月	0円
2009年12月	0円
2010年 6月	0円
2010年12月	0円
2011年 6月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況 (マザーファンド)

資産別組入状況

株式	95.4%
新株予約権証券(ワラント)	-
投資信託・投資証券	3.1%
現金・その他	1.5%

組入上位10銘柄

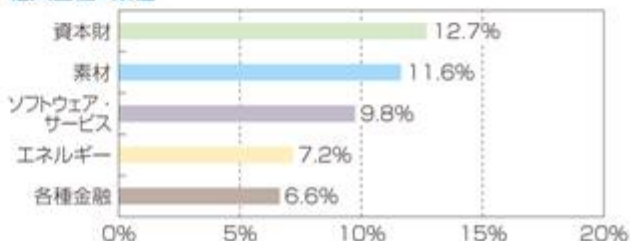
順位	銘柄	国*	業種	比率
1	ASHLAND INC	アメリカ	素材	1.5%
2	HOLLYFRONTIER CORP	アメリカ	エネルギー	1.3%
3	WESCO INTERNATIONAL INC	アメリカ	資本財	1.2%
4	TENNECO INC	アメリカ	自動車-自動車部品	1.1%
5	SL GREEN REALTY CORP REIT	アメリカ	不動産	1.1%
6	ALBEMARLE CORP	アメリカ	素材	1.1%
7	BERRY PETROLEUM CO CL A	アメリカ	エネルギー	1.1%
8	TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	アメリカ	自動車-自動車部品	1.1%
9	COGENT COMMUNICATIONS GROUP	アメリカ	電気通信サービス	1.0%
10	CAPITAL SR LIVING CORP	アメリカ	ヘルスケア機器-サービス	1.0%

(*発行体の国籍ベース)

組入上位5ヵ国(発行体の国籍ベース)



組入上位5業種



年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは、S&Pグローバル小型株指数です。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報としての記載であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

※2008年は当初設定日(2008年8月14日)以降2008年末までの実績、2011年は年初以降7月末までの実績となります。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

※業種はMSCI/S&P GICS*に準じて表示しています。

※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日を除きます。）において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みの単位は、各取扱コース毎に、下記の単位とします。

一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

お申込み後のコース変更はできません。

「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

「定時定額購入コース」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、

委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

2【換金（解約）手続等】

ご換金の際は、販売会社の所定の手続きに従ってお申込みを行なってください。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日を除きます。）において一部解約の実行の請求を行なうことができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対して0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.30\%)$$

一部解約の実行の請求単位は、以下の通りです。

一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	1円単位

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1顧客1日当たり5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして計算された価額とします。

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「世界小型」として略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2008年8月14日）から2019年6月20日までとします。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) 信託の終了

< 信託契約の解約 >

委託会社は、信託の期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同

じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

< 信託契約に関する監督官庁の命令 >

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記

「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

< 委託会社の登録取消等に伴う取扱い >

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

< 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決

権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(f) 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長を受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(g) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(h) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、1万口以上1万口単位（「自動けいぞく投資契約」にかかる受益権については1円単位）をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、信託契約の解約または投資信託約款の変更等に規定する書面に付記します。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成22年6月22日から平成22年12月20日まで）、および第6期計算期間（平成22年12月21日から平成23年6月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・世界小型株投信】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間 平成22年12月20日現在	第6期計算期間 平成23年6月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,096,506	48,228
親投資信託受益証券	1,391,080,218	1,156,449,284
未収入金	13,148,203	18,740,270
流動資産合計	1,405,324,927	1,175,237,782
資産合計		
1,405,324,927		
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,451,451	4,877,456
未払受託者報酬	191,756	226,031
未払委託者報酬	10,868,296	12,810,649
その他未払費用	608,758	717,566
流動負債合計	14,120,261	18,631,702
負債合計		
14,120,261		
純資産の部		
元本等		
元本	1,476,504,794	1,267,147,319
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	85,300,128	110,541,239
(分配準備積立金)	29,640,216	20,539,972
元本等合計	1,391,204,666	1,156,606,080
純資産合計		
1,391,204,666		
負債純資産合計		
1,405,324,927		

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 5 期計算期間 自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	第 6 期計算期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
営業収益		
受取利息	445	245
有価証券売買等損益	144,292,657	11,687,061
営業収益合計	144,293,102	11,686,816
営業費用		
受託者報酬	191,756	226,031
委託者報酬	10,868,296	12,810,649
その他費用	608,758	717,566
営業費用合計	11,668,810	13,754,246
営業利益又は営業損失（ ）	132,624,292	25,441,062
経常利益又は経常損失（ ）	132,624,292	25,441,062
当期純利益又は当期純損失（ ）	132,624,292	25,441,062
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	9,680,297	17,479,700
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	279,699,434	85,300,128
剰余金増加額又は欠損金減少額	81,134,038	31,685,943
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,134,038	31,685,943
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,039,321	14,006,292
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,039,321	14,006,292
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,300,128	110,541,239

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期計算期間 自 平成22年6月22日 至 平成22年12月20日	第6期計算期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日が休日のため、平成22年6月22日から平成22年12月20日までとなっております。	-

（貸借対照表に関する注記）

項目	第5期計算期間 平成22年12月20日現在	第6期計算期間 平成23年6月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,718,921,809 円	1,476,504,794 円
期中追加設定元本額	253,651,868 円	356,331,006 円
期中一部解約元本額	496,068,883 円	565,688,481 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,476,504,794 口	1,267,147,319 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は85,300,128円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は110,541,239円です。
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9422 円	0.9128 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期計算期間 自 平成22年6月22日 至 平成22年12月20日	第6期計算期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年6月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.5%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（9,559,826円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,495,228円）及び分配準備積立金（20,080,390円）より分配対象収益は36,135,444円（1口当たり0.024474円）であります。分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（11,219,079円）及び分配準備積立金（20,539,972円）より分配対象収益は31,759,051円（1口当たり0.025063円）であります。分配は行っておりません。
3. その他費用の内訳 信託事務費用 608,758 円	3. その他費用の内訳 信託事務費用 717,566 円

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	第5期計算期間 自 平成22年6月22日 至 平成22年12月20日	第6期計算期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。	同左

項目	第5期計算期間 自 平成22年6月22日 至 平成22年12月20日	第6期計算期間 自 平成22年12月21日 至 平成23年6月20日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期計算期間 平成22年12月20日現在	第6期計算期間 平成23年6月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 5 期計算期間 平成22年12月20日現在	第 6 期計算期間 平成23年 6 月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	153,764,066	31,148,408
合 計	153,764,066	31,148,408

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・世界小型 株マザーファンド	1,219,883,212	1,156,449,284	-
	合 計		1,219,883,212	1,156,449,284	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・世界小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・世界小型株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成22年12月20日現在	平成23年 6 月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	36,550,487	4,177,083
株式	1,348,880,036	1,113,339,740
投資証券	28,272,028	34,396,171
派生商品評価勘定	4,415	149,605
未収入金	-	22,963,453
未収配当金	2,438,125	2,427,985
流動資産合計	1,416,145,091	1,177,454,037
資産合計	1,416,145,091	1,177,454,037
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	84,937	12,668
未払金	11,838,447	2,284,771
未払解約金	13,148,203	18,740,270
流動負債合計	25,071,587	21,037,709
負債合計	25,071,587	21,037,709
純資産の部		
元本等		
元本	1,433,807,688	1,219,883,212
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	42,734,184	63,466,884
元本等合計	1,391,073,504	1,156,416,328
純資産合計	1,391,073,504	1,156,416,328
負債純資産合計	1,416,145,091	1,177,454,037

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成22年12月20日現在	平成23年 6月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,705,945,034 円	1,433,807,688 円
期中追加設定元本額	192,339,651 円	269,255,765 円
期中一部解約元本額	464,476,997 円	483,180,241 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界小型株投信	1,433,807,688 円	1,219,883,212 円
計	1,433,807,688 円	1,219,883,212 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,433,807,688 口	1,219,883,212 口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は42,734,184円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は63,466,884円です。
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9702 円	0.9480 円

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 6月22日 至 平成22年12月20日	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>	同左

項目	自 平成22年 6 月22日 至 平成22年12月20日	自 平成22年12月21日 至 平成23年 6 月20日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	平成22年12月20日現在	平成23年 6 月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はいくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成22年12月20日現在	平成23年 6 月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	162,068,520	48,863,929
投資証券	3,308,788	5,586,041
合 計	165,377,308	54,449,970

（注）平成23年 6 月20日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年 6 月22日から平成23年 6 月20日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

通貨関連

（平成22年12月20日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	14,246,393	-	14,245,902	491
買建 シンガポール・ドル	1,964,446	-	1,953,925	10,521
ノルウェー・クローネ	2,367,581	-	2,344,993	22,588
ユーロ	5,447,138	-	5,399,234	47,904
合 計	24,025,558	-	23,944,054	80,522

（平成23年 6 月20日現在）

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 韓国・ウォン	2,311,743	-	2,311,743	-
アメリカ・ドル	18,018,206	-	17,880,427	137,779
イギリス・ポンド	135,913	-	135,903	10
タイ・バーツ	1,006,066	-	999,177	6,889
ユーロ 買建	610,596	-	610,542	54
アメリカ・ドル	4,064,318	-	4,056,523	7,795
合 計	26,146,842	-	25,994,315	136,937

（注1）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
- 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	ショーボンドホールディングス	3,800	1,891	7,185,800	-
	エービーシー・マート	1,300	3,170	4,121,000	-
	三井化学	27,000	262	7,074,000	-
	プロトコーポレーション	1,900	2,751	5,226,900	-
	オービック	510	14,080	7,180,800	-
	ディスコ	1,000	5,020	5,020,000	-
	グローリー	1,800	1,712	3,081,600	-
	日本トムソン	7,000	633	4,431,000	-
	日本精機	4,000	960	3,840,000	-
	ツツミ	1,900	1,944	3,693,600	-
	山善	12,500	546	6,825,000	-
	京葉銀行	10,000	387	3,870,000	-
	リコーリース	1,000	1,632	1,632,000	-
	大阪証券取引所	19	336,500	6,393,500	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	東京建物	6,000	268	1,608,000	-
	サンケイビル	7,300	422	3,080,600	-
	近鉄エクスプレス	1,100	2,525	2,777,500	-
	沖縄セルラー電話	40	171,500	6,860,000	-
	沖縄電力	600	3,605	2,163,000	-
日本・円	小計	88,769		86,064,300	
韓国・ウォン	KOREAN REINSURANCE COMPANY	3,694	14,250.000	52,639,500.000	-
	OTTOGI CORP	312	137,000.000	42,744,000.000	-
	LOCK&LOCK CO LTD	1,730	40,100.000	69,373,000.000	-
韓国・ウォン	小計	5,736		164,756,500.000 (12,224,932)	
香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	78,000	9.500	741,000.000	-
	SHENZHEN EXPRESSWAY CO LTD CL H	76,000	4.090	310,840.000	-
	DAPHNE INTERNATIONAL HOLDINGS	78,000	6.630	517,140.000	-
	MINTH GROUP LTD	62,000	10.800	669,600.000	-
	CHINA TING GROUP HLDG LTD	58,000	0.900	52,200.000	-
	DALIAN PORT (PDA) CO LTD -H SH	138,000	2.610	360,180.000	-
	LUK FOOK HOLDINGS INTL LTD	23,000	31.300	719,900.000	-
	CHINA SHANSHUI CMNT GP LIMITED	27,000	8.150	220,050.000	-
	CHINA METAL RECYCL (HLDGS) LTD	34,200	8.880	303,696.000	-
	VST HOLDINGS LTD	294,000	1.680	493,920.000	-
香港・ドル	小計	868,200		4,388,526.000 (45,157,933)	
台湾・ドル	HUNG POO REAL ESTATE DEVELOP	38,000	33.750	1,282,500.000	-
	WINTEK CORP	43,000	36.600	1,573,800.000	-
	KINSUS INTERCONNECT TECH CORP	20,000	114.000	2,280,000.000	-
	EPISTAR CORP	18,000	92.400	1,663,200.000	-
台湾・ドル	小計	119,000		6,799,500.000 (18,834,615)	
南アフリカ・ランド	JSE LIMITED	7,100	67.920	482,232.000	-
	RAUBEX GROUP LTD	11,000	17.890	196,790.000	-
	BLUE LABEL TELECOMS LTD	75,900	5.100	387,090.000	-
	CLICKS GROUP LTD	12,365	42.050	519,948.250	-
南アフリカ・ランド	小計	106,365		1,586,060.250 (18,778,953)	
アメリカ・ドル	ALBEMARLE CORP	2,300	64.700	148,810.000	-
	ANALOGIC CORP	1,400	50.620	70,868.000	-
	BE AEROSPACE INC	2,400	37.950	91,080.000	-
	CARLISLE COS INC	1,400	46.480	65,072.000	-
	COMPUWARE CORP	5,800	9.430	54,694.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FMC CORP	900	79.240	71,316.000	-
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	8,000	6.400	51,200.000	-
	KENNAMETAL INC	1,500	38.540	57,810.000	-
	NAVISTAR INTL CORP	2,400	53.150	127,560.000	-
	NU SKIN ENTERPRISES INC-A	2,500	36.490	91,225.000	-
	O'CHARLEYS INC	4,700	7.320	34,404.000	-
	OCEANEERING INTERNATIONAL INC	2,600	36.060	93,756.000	-
	SYNOPSIS INC	3,900	24.960	97,344.000	-
	WMS INDUSTRIES INC	1,900	29.860	56,734.000	-
	FRONTIER OIL CORP	7,600	30.110	228,836.000	-
	ADTRAN INC	1,600	37.310	59,696.000	-
	EMULEX CORP	7,400	8.080	59,792.000	-
	SAKS INC	5,500	10.390	57,145.000	-
	WESCO INTERNATIONAL INC	3,300	52.220	172,326.000	-
	ARIBA INC	3,100	31.170	96,627.000	-
	INTERNET CAPITAL GROUP INC	2,100	12.150	25,515.000	-
	ASSOCIATED BANC CORP	6,900	13.360	92,184.000	-
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,400	25.660	61,584.000	-
	EMCOR GROUP INC	4,000	28.440	113,760.000	-
	REGAL ENTERTAINMENT GROUP CL A	5,400	12.380	66,852.000	-
	INVESTMENT TECH GROUP INC	4,400	13.500	59,400.000	-
	GARMIN LTD	2,600	33.640	87,464.000	-
	NII HOLDINGS INC	3,000	39.730	119,190.000	-
	ASSURANT INC	1,700	35.030	59,551.000	-
	IMPAX LABORATORIES INC	2,800	20.370	57,036.000	-
	ONYX PHARMACEUTICALS INC	1,700	34.950	59,415.000	-
	THERAVANCE INC	5,400	21.180	114,372.000	-
	PINNACLE ENTERTAINMENT INC	3,500	13.570	47,495.000	-
	GFI GROUP INC	28,600	4.490	128,414.000	-
	DIGITAL RIVER INC	1,500	30.180	45,270.000	-
	COMPASS MINERALS INTL INC	800	84.850	67,880.000	-
	ALLIANCE ONE INTERNATIONAL INC	4,700	3.010	14,147.000	-
	ASHLAND INC	3,500	59.730	209,055.000	-
	CAPITAL SR LIVING CORP	16,200	8.900	144,180.000	-
	AMERICAN DENTAL PARTNERS INC	8,300	12.900	107,070.000	-
	AMERICAN EQY INVT LIFE HLD CO	5,400	12.070	65,178.000	-
	VIRGIN MEDIA INC	800	29.910	23,928.000	-
	CTC MEDIA INC	3,000	20.050	60,150.000	-
	WYNDHAM WORLDWIDE CORP	2,600	31.570	82,082.000	-
	HEALTHSOUTH CORP	1,800	25.520	45,936.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	NATIONAL CINEMEDIA INC	3,300	16.380	54,054.000	-
	INTEGRA GROUP GDR REGS	8,000	3.250	26,000.000	-
	SOURCEFIRE INC	3,500	25.560	89,460.000	-
	BROADRIDGE FINANCIAL SOL	2,500	22.780	56,950.000	-
	RTI BIOLOGICS INC	13,000	2.670	34,710.000	-
	SOLARWINDS INC	1,700	25.010	42,517.000	-
	OCLARO INC	8,700	6.360	55,332.000	-
	THE JONES GROUP INC	1,700	10.320	17,544.000	-
	TUTOR PERINI CORP	2,600	18.850	49,010.000	-
	BERRY PETROLEUM CO CL A	2,600	46.190	120,094.000	-
	AERCAP HOLDINGS NV	4,600	12.370	56,902.000	-
	COGENT COMMUNICATIONS GROUP	9,600	15.350	147,360.000	-
	COLFAX CORP	3,000	23.200	69,600.000	-
	DELPHI FINANCIAL GROUP-CL A	2,500	27.540	68,850.000	-
	DELTEK INC	8,700	7.310	63,597.000	-
	FINISAR CORP	1,100	14.870	16,357.000	-
	HACKETT GROUP INC	10,600	4.880	51,728.000	-
	IBERIABANK CORP	1,500	57.090	85,635.000	-
	INTERACTIVE BROKERS GROUP INC	6,500	16.070	104,455.000	-
	KAISER ALUM CORP	1,900	48.160	91,504.000	-
	LIVEPERSON INC	4,300	11.770	50,611.000	-
	MF GLOBAL HOLDINGS LTD	16,300	7.490	122,087.000	-
	MONOTYPE IMAGING HLDGS INC	2,200	13.500	29,700.000	-
	PSS WORLD MEDICAL INC	1,900	27.150	51,585.000	-
	RACKSPACE HOSTING INC	2,800	38.270	107,156.000	-
	SUPERIOR ENERGY SERVICES INC	1,700	34.840	59,228.000	-
	SWIFT TRANSPORTATION CO	10,100	13.420	135,542.000	-
	TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	2,900	52.570	152,453.000	-
	TENNECO INC	3,800	38.040	144,552.000	-
	WSFS FINANCIAL CORP	1,500	38.910	58,365.000	-
	WEB.COM GROUP INC	7,900	10.810	85,399.000	-
アメリカ・ドル	小計	346,300		6,041,740.000 (484,668,383)	
イギリス・ポンド	ABERDEEN ASSET MGMT PLC	25,900	2.156	55,840.400	-
	COOKSON GROUP PLC	5,400	6.550	35,370.000	-
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,700	18.970	32,249.000	-
	REDROW PLC	24,700	1.188	29,343.600	-
	TRAVIS PERKINS PLC	5,800	10.220	59,276.000	-
	ELEMENTIS PLC	10,700	1.606	17,184.200	-
	SERCO GROUP PLC	4,572	5.740	26,243.280	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリス・ポンド	SDL PLC	3,900	6.830	26,637.000	-
	ITV PLC ORD	40,800	0.663	27,050.400	-
	CATLIN GROUP LTD	6,400	4.198	26,867.200	-
	BOWLEVEN PLC	6,800	3.167	21,535.600	-
	BRITVIC PLC	4,900	3.989	19,546.100	-
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	9,359	7.635	71,455.960	-
	STHREE PLC	7,047	3.815	26,884.300	-
	PLAYTECH LTD	9,067	3.147	28,533.840	-
	CHARTER INTERNATIONAL PLC	5,500	7.180	39,490.000	-
	RESOLUTION LTD	11,479	3.040	34,896.160	-
	SUPERGROUP PLC	3,400	9.000	30,600.000	-
	INTERNATIONAL PERSONAL FINAN	8,124	3.369	27,369.750	-
小計	195,548		636,372.790 (82,467,550)		
イスラエル・シュケル	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	6,350	35.700	226,695.000	-
イスラエル・シュケル	小計	6,350		226,695.000 (5,297,862)	
インド・ルピー	MAX INDIA (DEMAT)	12,574	177.650	2,233,771.100	-
	FINANCIAL TECHN (INDIA) LTD	3,415	819.100	2,797,226.500	-
	INDIAN BANK	15,914	222.200	3,536,090.800	-
	UNITED PHOSPHORUS LTD	15,996	151.850	2,428,992.600	-
	GUJARAT NRE COKE LTD	32,760	47.000	1,539,720.000	-
インド・ルピー	小計	80,659		12,535,801.000 (22,689,800)	
インドネシア・ルピア	SEMEN GRESIK PT	45,500	9,500.000	432,250,000.000	-
	TIMAH TBK PT	126,500	2,375.000	300,437,500.000	-
	CIPUTRA DEVELOPMENT PT	1,026,500	425.000	436,262,500.000	-
インドネシア・ルピア	小計	1,198,500		1,168,950,000.000 (10,988,130)	
エジプト・ポンド	EASTERN TOBACCO	3,000	107.000	321,000.000	-
エジプト・ポンド	小計	3,000		321,000.000 (4,330,290)	
オーストラリア・ドル	AQUARIUS PLATINUM LIMITED	12,118	4.620	55,985.160	-
	JAMES HARDIE INDUSTRIES SE	4,943	5.410	26,741.630	-
	ILUKA RESOURCES LIMITED	3,520	16.900	59,488.000	-
	DOMINOS PIZZA ENTERPRISES LTD	9,096	6.400	58,214.400	-
	SAI GLOBAL LTD	4,700	4.710	22,137.000	-
	MACARTHUR COAL LTD	6,953	10.750	74,744.750	-
	MINERAL DEPOSITS LTD	4,627	6.840	31,648.680	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリア ・ドル	TERANGA GOLD CORP W/I (ASTL)	9,279	2.510	23,290.290	-
	小計	55,236		352,249.910 (29,955,331)	
カナダ・ドル	OPEN TEXT CORPORATION	800	57.320	45,856.000	-
	TRICAN WELL SERVICE LTD	3,500	21.270	74,445.000	-
	NIKO RES LTD	600	65.540	39,324.000	-
	PETROBANK ENERGY & RES LTD	1,200	15.620	18,744.000	-
	CENTAMIN EGYPT LTD (CANA)	16,600	1.810	30,046.000	-
	TRANSFORCE INC	4,400	14.400	63,360.000	-
	GRANDE CACHE COAL CORP	9,900	7.990	79,101.000	-
	ADVANTAGE OIL & GAS LTD	5,500	7.400	40,700.000	-
	MDC PRTRNS INC A SUB VTG(CANA)	5,300	17.049	90,359.700	-
	BANKERS PETROLEUM LTD	8,300	6.760	56,108.000	-
	TUSCANY INTL DRILLING INC	38,100	1.110	42,291.000	-
	PETROMINERALES LTD	1,037	27.310	28,320.470	-
	BORALEX CL A	2,500	8.200	20,500.000	-
	GLV INC	5,600	6.430	36,008.000	-
	SILVER STANDARD RESOURCES INC	2,800	23.764	66,539.200	-
カナダ・ドル	小計	106,137		731,702.370 (59,802,034)	
スイス・フラン	SIKA AG-BEARER	43	2,023.000	86,989.000	-
	BANK SARASIN REG B	1,854	38.450	71,286.300	-
	LONZA GROUP AG	687	66.300	45,548.100	-
	ARYZTA AG	830	45.400	37,682.000	-
	GAM HOLDING LTD	3,598	13.900	50,012.200	-
スイス・フラン	小計	7,012		291,517.600 (27,498,855)	
スウェーデン・ クローネ	CASTELLUM AB	4,300	89.700	385,710.000	-
	INTRUM JUSTITIA AB	3,600	88.750	319,500.000	-
スウェーデン・ クローネ	小計	7,900		705,210.000 (8,793,968)	
タイ・バーツ	BEC WORLD PUBLIC CO LTD	44,600	33.000	1,471,800.000	-
タイ・バーツ	小計	44,600		1,471,800.000 (3,856,116)	
デンマーク・ク ローネ	GN STORE NORD A/S	5,800	47.900	277,820.000	-
	JYSKE BANK AS (REG)	1,500	216.500	324,750.000	-
デンマーク・ク ローネ	小計	7,300		602,570.000 (9,243,423)	
トルコ・リラ	ALBARAKA TURK KATILIM BANK AS	28,000	2.060	57,680.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
トルコ・リラ	小計	28,000		57,680.000 (2,898,996)	
ノルウェー・ク ローネ	FRED OLSEN ENERGY ASA	1,500	188.000	282,000.000	-
	AKER SOLUTIONS ASA	3,600	106.200	382,320.000	-
ノルウェー・ク ローネ	小計	5,100		664,320.000 (9,632,640)	
フィリピン・ペ ソ	CEBU AIR INC	19,000	91.650	1,741,350.000	-
フィリピン・ペ ソ	小計	19,000		1,741,350.000 (3,204,084)	
ブラジル・レア ル	TOTVS SA	4,800	30.150	144,720.000	-
	IGUATEMI EMP DE SHP CNT SA	4,400	40.900	179,960.000	-
	BANCO E INDUSTRIAL E COMML SA	7,800	9.820	76,596.000	-
	GAFISA SA	7,200	7.700	55,440.000	-
	MULTIPLUS SA	4,000	28.100	112,400.000	-
ブラジル・レア ル	小計	28,200		569,116.000 (28,581,006)	
ポーランド・ズ ロチ	EUROCASH S A	5,800	30.000	174,000.000	-
ポーランド・ズ ロチ	小計	5,800		174,000.000 (5,005,980)	
マレーシア・リ ンギット	CARLSBERG BREWERY MALAY BHD	30,500	7.450	227,225.000	-
マレーシア・リ ンギット	小計	30,500		227,225.000 (6,005,556)	
メキシコ・ペソ	ICA(EMPRESAS ICA SAB DE CV)	19,800	26.280	520,344.000	-
	GRUPO AERO CENTRO NORTE CL B	23,700	25.470	603,639.000	-
メキシコ・ペソ	小計	43,500		1,123,983.000 (7,553,165)	
ユーロ	AMER SPORTS CORPORATION	4,100	10.730	43,993.000	-
	RAMIRENT OYJ	4,300	8.860	38,098.000	-
	INTERPUMP GROUP SPA	9,200	5.660	52,072.000	-
	ASM INTERNATIONAL NV (NETH)	1,500	25.590	38,385.000	-
	PIERRE ET VACANCES LA DEFENSE	600	55.920	33,552.000	-
	GIMV NV	1,300	43.320	56,316.000	-
	SARANTIS SA (REG)	8,156	2.870	23,407.720	-
	FORTHNET SA	31,800	0.340	10,812.000	-
	HEIJMANS NV	2,980	19.445	57,946.100	-
	INTERCELL AG	2,600	3.035	7,891.000	-
	IREN SPA	33,700	1.196	40,305.200	-
	ZUMTOBEL AG	2,900	20.655	59,899.500	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EURONAV NV	2,100	9.420	19,782.000	-
	DIALOG SEMICONDUCTOR PLC (GER)	2,500	11.570	28,925.000	-
	CLUB MEDITERRANEE SA	3,600	16.200	58,320.000	-
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	1,189	13.370	15,896.930	-
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	600	43.070	25,842.000	-
	BILFINGER BERGER SE	849	64.890	55,091.610	-
	PROSEGUR COMP SEGURIDAD (REG)	800	38.400	30,720.000	-
	RHEINMETALL AG	700	57.510	40,257.000	-
	ALTEN	1,200	27.280	32,736.000	-
	ATOS ORIGIN SA	764	36.660	28,008.240	-
	GFK SE	2,264	36.250	82,070.000	-
	DELACHAUX SA	494	81.160	40,093.040	-
	APRIL	1,750	20.215	35,376.250	-
	JUMBO SA	5,102	5.090	25,969.180	-
	GEMALTO NV	2,054	31.750	65,214.500	-
ユーロ	小計	129,102		1,046,979.270 (119,805,838)	
合計		3,535,814		1,113,339,740 (1,027,275,440)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
アメリカ・ドル	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	8,107.000	81,151.070	-
	DOUGLAS EMMETT INC REIT	5,100.000	99,603.000	-
	POST PROPERTIES INC	1,100.000	43,956.000	-
	SL GREEN REALTY CORP REIT	1,900.000	155,800.000	-
アメリカ・ドル 小計		16,207.000	380,510.070 (30,524,518)	
オーストラリア・ドル	MAP GROUP STAPLE UNIT	14,183.000	45,527.430	-
オーストラリア・ドル 小計		14,183.000	45,527.430 (3,871,653)	
投資証券 合計			34,396,171 (34,396,171)	
合計			34,396,171 (34,396,171)	

(注) 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国・ウォン	株式 3 銘柄	100.00%	-	1.15%
香港・ドル	株式 10 銘柄	100.00%	-	4.25%
台湾・ドル	株式 4 銘柄	100.00%	-	1.77%
南アフリカ・ランド	株式 4 銘柄	100.00%	-	1.77%
アメリカ・ドル	株式 76 銘柄 投資証券 4 銘柄	94.08% -	- 5.92%	48.53%
イギリス・ポンド	株式 19 銘柄	100.00%	-	7.77%
イスラエル・シケル	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.50%
インド・ルピー	株式 5 銘柄	100.00%	-	2.14%
インドネシア・ルピア	株式 3 銘柄	100.00%	-	1.03%
エジプト・ポンド	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.41%
オーストラリア・ドル	株式 8 銘柄 投資証券 1 銘柄	88.55% -	- 11.45%	3.19%
カナダ・ドル	株式 15 銘柄	100.00%	-	5.63%
スイス・フラン	株式 5 銘柄	100.00%	-	2.59%
スウェーデン・クローネ	株式 2 銘柄	100.00%	-	0.83%
タイ・バーツ	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.36%
デンマーク・クローネ	株式 2 銘柄	100.00%	-	0.87%
トルコ・リラ	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.27%
ノルウェー・クローネ	株式 2 銘柄	100.00%	-	0.91%
フィリピン・ペソ	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.30%
ブラジル・レアル	株式 5 銘柄	100.00%	-	2.69%
ポーランド・ズロチ	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.47%
マレーシア・リングgit	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.57%
メキシコ・ペソ	株式 2 銘柄	100.00%	-	0.71%
ユーロ	株式 27 銘柄	100.00%	-	11.28%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2011年7月29日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	1,048,022,729	円
負債総額	2,831,942	円
純資産総額(-)	1,045,190,787	円
発行済数量	1,154,145,491	口
1単位当たり純資産額(/)	0.9056	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書
フィデリティ・世界小型株マザーファンド

(2011年7月29日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	1,050,665,759	円
負債総額	3,079,745	円
純資産総額(-)	1,047,586,014	円
発行済数量	1,111,718,692	口
1単位当たり純資産額(/)	0.9423	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

(2011年7月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2011年7月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託134本、親投資信託53本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,507,778,056,311円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第24期 （平成22年3月31日）	第25期 （平成23年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	872,753	644,171
立替金	220,192	178,789
前払費用	141,517	132,962
未収委託者報酬	4,090,233	4,323,737
未収収益	787,091	710,807
未収入金	* 1 673,820	2,400,799
繰延税金資産	1,283,769	1,350,128
短期貸付金	* 1 8,420,000	-
流動資産合計	16,489,378	9,741,396
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	4,527	606,060
長期貸付金	* 1 -	9,397,000
長期差入保証金	645,332	213,373
会員預託金	1,230	1,230
投資その他の資産合計	651,089	10,217,663
固定資産合計	658,576	10,225,150
資産合計	17,147,955	19,966,547
負債の部		
流動負債		
預り金	14,864	3,354
未払金	* 1	
未払手数料	1,760,269	1,851,483
その他未払金	706,803	1,624,041
未払費用	1,256,306	1,439,596
未払法人税等	14,171	292,188
未払消費税等	43,012	261,774
賞与引当金	2,332,442	2,619,301
流動負債合計	6,127,869	8,091,739
固定負債		
長期賞与引当金	406,643	199,767
退職給付引当金	4,062,501	4,676,483
関係会社引当金	-	298,678
繰延税金負債	-	7,200
固定負債合計	4,469,144	5,182,129
負債合計	10,597,014	13,273,869
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,550,487	5,682,470
利益剰余金合計	5,550,487	5,682,470
株主資本合計	6,550,487	6,682,470
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	453	10,207
評価・換算差額等合計	453	10,207
純資産合計	6,550,941	6,692,678
負債純資産合計	17,147,955	19,966,547

（ 2 ）【損益計算書】

（単位：千円）

	第24期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	第25期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
営業収益		
委託者報酬	18,822,873	26,148,690
その他営業収益	4,395,223	6,037,259
営業収益計	23,218,096	32,185,949
営業費用		
支払手数料	8,357,908	11,876,887
広告宣伝費	744,550	1,096,380
公告料	780	780
受益証券発行費	526	-
調査費		
調査費	461,807	426,713
委託調査費	2,267,889	4,477,290
営業雑経費		
通信費	31,491	47,307
印刷費	107,855	76,759
協会費	21,625	20,022
諸会費	5,639	6,594
営業費用計	12,000,075	18,028,737
一般管理費		
給料		
役員報酬	353,613	-
給料・手当	3,247,899	3,474,973
賞与	3,009,997	3,118,068
福利厚生費	1,131,276	949,332
交際費	82,041	30,441
旅費交通費	152,312	221,902
租税公課	35,805	65,206
弁護士報酬	4,064	9,363
不動産賃貸料・共益費	557,066	507,846
支払ロイヤリティ	58,245	-
退職給付費用	763,484	565,006
消耗器具備品費	65,723	59,882
事務委託費	3,037,657	3,387,693
諸経費	293,108	295,531
一般管理費計	12,792,296	12,685,248
営業利益又は営業損失（ ）	1,574,275	1,471,963
営業外収益	* 1	
受取利息	84,143	64,747
保険配当金	13,381	11,932
雑益	14,107	10,304
営業外収益計	111,633	86,983
営業外費用		
寄付金	-	658
為替差損	33,219	2,371
営業外費用計	33,219	3,029
経常利益又は経常損失（ ）	1,495,861	1,555,917
特別利益		
投資有価証券売却益	-	604
特別利益計	-	604
特別損失		
特別退職金	22,027	65,742
事務過誤損失	1,571	919
投資有価証券売却損	98,200	-
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	-	277,377
過年度退職給付引当金繰入	-	112,019
その他特別損失	-	20,372

特別損失計	121,798	476,432
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,617,660	1,080,089
法人税、住民税及び事業税	2,471	1,014,154
法人税等調整額	1,574,249	66,047
法人税等合計	1,576,720	948,106
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,744,868	5,550,487
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983
当期変動額合計	3,194,381	131,983
当期末残高	5,550,487	5,682,470
株主資本合計		
前期末残高	9,744,868	6,550,487
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983
当期変動額合計	3,194,381	131,983
当期末残高	6,550,487	6,682,470
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	289	453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	9,753
当期変動額合計	743	9,753
当期末残高	453	10,207
評価・換算差額等合計		
前期末残高	289	453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	9,753
当期変動額合計	743	9,753
当期末残高	453	10,207
純資産合計		
前期末残高	9,744,578	6,550,941
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	3,194,381	131,983
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	743	9,753
当期変動額合計	3,193,637	141,736
当期末残高	6,550,941	6,692,678

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左</p> <p>(4) 関係会社引当金 親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ46百万円、税引前当期純利益は324百万円減少しております。</p>

追加情報

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	(セグメント情報に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成22年6月30日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)
*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
未収入金 361,536 千円 短期貸付金 8,420,000 千円 未払金 282,829 千円	未収入金 2,086,038 千円 未払金 1,196,884 千円 長期貸付金 9,397,000 千円

(損益計算書関係)

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が84,143千円含まれております。	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が64,747千円含まれております。

(株主資本変動計算書関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第24期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	872,753	872,753	-
(2) 未収委託者報酬	4,090,233	4,090,233	-
(3) 短期貸付金	8,420,000	8,420,000	-
資産計	13,382,986	13,382,986	-
(4) 未払手数料	1,760,269	1,760,269	-
負債計	1,760,269	1,760,269	-

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)～(3) 現金及び預金、未収委託者報酬、短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらはほとんど短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	644,171	644,171	-
(2) 未収委託者報酬	4,323,737	4,323,737	-
(3) 未収入金	2,400,799	2,400,799	-
(4) 投資有価証券	604,298	604,298	-
(5) 長期貸付金	9,397,000	9,397,000	-
資産計	17,370,007	17,370,007	-
(1) 未払手数料	1,851,483	1,851,483	-
(2) 未払金	1,624,041	1,624,041	-
負債計	3,475,524	3,475,524	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,761

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	644,171	-	-	-
未収委託者報酬	4,323,737	-	-	-
未収入金	2,400,799	-	-	-
合計	7,368,708	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(9,397,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第24期（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,000	2,765	765
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	3,761	4,527	765
合計	3,761	4,527	765

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,901,800	-	98,200

第25期（平成23年3月31日）

1. その他有価証券

	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	586,890	604,298	17,408
小計	586,890	604,298	17,408
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	1,761	1,761	-
合計	588,651	606,060	17,408

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,572	604	-

(デリバティブ取引関係)

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)																																																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">34,811千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">605,150千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,974千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">86,371千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,879千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">716,374千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,027,690千円	(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円	(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円	(5) 退職給付引当金	4,062,501千円	(1) 勤務費用	605,150千円	(2) 利息費用	19,974千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	716,374千円	(1) 割引率	1.6%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,648,515千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,648,515千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">27,968千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,676,483千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,676,483千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">436,790千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">21,198千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">222,645千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,843千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">673,790千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,648,515千円	(2) 未積立退職給付債務	4,648,515千円	(3) 未認識過去勤務債務	27,968千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,676,483千円	(5) 退職給付引当金	4,676,483千円	(1) 勤務費用	436,790千円	(2) 利息費用	21,198千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	222,645千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	6,843千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	673,790千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,027,690千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																																																								
(1) 勤務費用	605,150千円																																																								
(2) 利息費用	19,974千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	716,374千円																																																								
(1) 割引率	1.6%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								
(1) 退職給付債務	4,648,515千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,648,515千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	27,968千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,676,483千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,676,483千円																																																								
(1) 勤務費用	436,790千円																																																								
(2) 利息費用	21,198千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	222,645千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	6,843千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	673,790千円																																																								
(1) 割引率	1.5%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								

（ストック・オプション等関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
退職給付引当金損金算入限度超過額 1,653,031	退職給付引当金損金算入限度超過額 1,902,861
賞与引当金 1,000,711	賞与引当金 1,147,079
未払費用否認 458,688	未払費用否認 577,632
繰越欠損金 585,286	繰越欠損金 375,059
その他 12,804	その他 213,886
繰延税金資産小計 3,710,523	繰延税金資産小計 4,216,519
評価性引当額 2,426,754	評価性引当額 2,866,390
繰延税金資産計 1,283,769	繰延税金資産計 1,350,128
	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 7,200
	繰延税金負債計 7,200
	繰延税金資産の純額 1,342,927
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	(%)
	法定実効税率 40.69
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.69
	評価性引当額 40.70
	過年度法人税等 1.89
	その他 0.19
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 87.77

（持分法損益等）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第25期（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

事業用に賃借している不動産の賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 資産除去債務の計算方法

事業用に賃借している不動産の不動産賃借契約終了までの期間を入居時より概ね10年間とし、当該不動産賃借契約に関連する資産除去債務の総額を見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上し、前事業年度以前の負担に属する金額を、当事業年度の損失として計上しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	277,377	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	
時の経過による調整額	46,880	
資産除去債務の履行による減少額	-	
その他増減額(は減少)	-	
期末残高	324,257	

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

貸借対照表に計上している資産除去債務以外の資産除去債務
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	26,148,690	2,631,058	28,779,748

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	バミューダ	英国	香港	その他	合計
28,779,748	2,792,293	400,260	161,267	52,379	32,185,949

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USリート・ファンドB(為替ヘッジなし)	6,190,703	投資信託の運用
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5,373,399	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,786,003	投資信託の運用

関連当事者情報

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	FIL リミテッド	英領バミューダ、ペンプローク市	千米ドル	投資顧問業	被所有 間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	金銭の貸付（注3）	千円 850,000	短期貸付金	千円 8,420,000
			利息の受取（注3）					84,143	未収入金	18,902	
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有 直接 100%	兼任 1名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	246,491

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 977,263	未払金	千円 121,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローグ市	千米ドル 2,832	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4） 共通発生経費負担額（注4）	千円 850,000 64,476 1,650,000 3,582,376 -	長期貸付金 未収入金 未収入金 未払金 関係会社引当金	千円 9,270,000 14,892 1,650,000 294,715 298,678
親会社	FIL Japan Holdings K.K.	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額	千円 127,000 270 105,249 -	長期貸付金 未収入金 未収入金 未払金	千円 127,000 270 2,100 752,009
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 175,807	グループ会社経営管理	被所有 間接51 %	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 1,146,798	未払金	千円 30,063

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 5,207,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	千円 940,903	未払金	千円 24,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません、期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(1株当たり情報)

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	327,547円06銭	1株当たり純資産額	334,633円91銭
1株当たり当期純損失	159,719円06銭	1株当たり当期純利益	6,599円15銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失()又は当期純利益(千円)	3,194,381	131,983
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()又は当期純利益(千円)	3,194,381	131,983
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2011年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	野村証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
運用の委託先	ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー	15,201,000米ドル (約1,238百万円 [*]) [*] 1米ドル81.49円で換算 (2010年12月末日現在)	主として米国においてファンドに対する投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。
- (3) 運用の委託先：委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【その他】

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・当該委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
- ・当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項についての記載
- ・請求目論見書の入手方法についての記載
- ・投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社から交付される旨及び、当該請求を行なった場合は、その旨の記録をしておくべきである旨
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨

目論見書の表紙および裏表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マーク、キャッチ・コピー、イラスト、写真、図案等を採用すること、またファンドの基本的形態等の記載をすることがあります。

目論見書に、詳細情報の入手先として、委託会社のホームページアドレス、携帯（モバイル）サイト等のアドレス（当該アドレスをコード化した図案等も含みます。）、ファンド専用サイトのアドレス、電話番号と受付時間帯を掲載することがあります。

本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、ロゴ・マーク等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月19日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界小型株投信の平成22年6月22日から平成22年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界小型株投信の平成22年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 梅 木 典 子
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月26日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界小型株投信の平成22年12月21日から平成23年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界小型株投信の平成23年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。